

盛岡市都南分庁舎広告付き総合案内板設置及び取扱事業者募集要項

盛岡市（以下、「市」という。）では、市民サービスの向上及び自主財源の確保を目的として、盛岡市役所都南分庁舎に広告付き総合案内板（以下「総合案内板」という。）を設置するとともに、その総合案内板の取扱いをしていただける事業者（以下「取扱事業者」という。）を募集します。

1 募集内容

(1) 業務名称

盛岡市都南分庁舎広告付き総合案内板設置及び取扱業務

(2) 業務内容

取扱事業者は、盛岡市役所都南分庁舎内に、庁舎案内枠、地図枠、広告枠で構成された総合案内板を製作、設置、維持管理するとともに、同広告枠に掲出する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載するものとします。その他業務等の詳細は、別紙「盛岡市都南分庁舎広告付き総合案内板設置及び取扱業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

(3) 設置場所

盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2

盛岡市役所都南分庁舎 1 階指定場所

(4) 業務実施期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

なお、令和 5 年 4 月 1 日以降については、1 年ごとに行政財産使用許可の更新を受けることにより、行政財産の使用許可を開始した日から 4 年間を限度として延長することができます。

2 取扱事業者の業務条件等

(1) 行政財産の使用許可申請

総合案内板として使用する部分には、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の使用許可が必要となります。また、行政財産使用許可を更新するためには、毎年度使用許可申請が必要です。

(2) 広告主の募集及び広告審査

取扱事業者は広告主の募集及び審査申請等の受付代行等を行い、掲載する広告内容等については、盛岡市広告掲載基準を遵守し、広告掲出前に市の事前審査を受けていただきます。また、広告の内容に関する事故や苦情等について、その責任の一切を取扱事業者に対応していただきます。

(3) 原状回復

業務実施期間が満了、または取扱事業者の責めに帰する理由に基づき、業務実施の決定が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、取扱事業者は一切の補償を市に請求することはできません。

(4) 紛争の処理

総合案内板本体及び広告に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、取扱事業者の責任及び負担において解決していただきます。

3 取扱事業者の使用料等

(1) 行政財産使用料

盛岡市行政財産使用料条例（昭和40年3月29日条例第9号）第2条及び第3条の規定により、総合案内板設置位置とする指定場所の使用面積（庁舎案内枠分を除く）に応じて算出した額を市が指定する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。

(2) 電気使用料及びその他経費

電気使用料については、総合案内板の消費電力等に応じ算出した額を市が指定する方法により納入してください。また、総合案内板の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費は取扱事業者の負担とします。

(3) 広告掲出料

広告掲出料は、取扱事業者として決定した者が提示した応募価格に消費税及び地方消費税を加えた額をもって、年額広告掲出料とし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入してください。

4 募集について

(1) 募集期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月21日（金）

（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時30分まで）

(2) 提出方法

直接持参または郵送（期日必着）によるものとします。

(3) 応募書類

①応募申込書（様式第1号）	1部
②誓約書（様式第2号）	1部
③応募価格調書（様式第3号）	1部
④業務計画書または企画提案書（任意様式）	5部
⑤契約実績一覧	5部
⑥会社概要が分かるパンフレット等	5部
⑦登記事項全部証明書（登記簿謄本）	1部
⑧納税証明書（別表）	1部

(4) 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限ります。

①官公庁との契約の実績及び本事業と類似の実績を有していること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

④役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、また、同法第2条第2号に規定する

- 暴力団若しくは暴力団員との関係がないこと。
⑤国税及び地方税の未納がないこと。

5 審査と事業者の選定

(1) 審査と選定方法

提出された応募書類により資格審査及び企画提案内容の審査を行い、応募資格要件をすべて満たした応募者を選定対象者とし、市が示した仕様書に則った業務実施が可能であり、市が定めた広告掲出料基準額以上で応募した者を総合的に判断し、取扱事業者として決定します。

(2) 選定結果の公表

取扱事業者決定後、すべての応募者に選定結果を連絡します。

また、応募者数等の応募状況、取扱事業者名及び契約価格について、市ホームページ等において公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 広告掲出料の基準額

150,000円/年（消費税及び地方消費税を除く。）

なお、広告掲出料の額は取扱事業者として決定した応募者が応募した額に基づき契約により定めますので、この広告掲出料の基準となる額を踏まえ、別に納入していただく行政財産使用料その他本事業の実施に係る諸費用等を勘案して応募してください。

6 契約等の締結

選定された取扱事業者は、市と詳細について協議を行った上、総合案内板設置・取扱業務についての契約を締結するものとします。なお、契約日から令和4年3月31日までを準備期間とします。

7 その他

- (1) 応募者は、応募において、この募集要項に適合しない場合、提出された書類に虚偽があった場合は、失格となります。
- (2) 応募者は、取扱事業者の選定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議申し立てできません。また、選定結果について異議申し立てはできません。
- (3) 提案に要する一切の経費は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 本業務の履行にあたっては、盛岡市個人情報保護条例を遵守し、管理上知り得た個人情報等を適切に保護しなければなりません。
- (6) 総合案内板を設置するときは、庁舎の管理者（都南総合支所）と設置場所及び時期について詳細を打合せしてください。

8 お問い合わせ・申し込み先

〒020-8532 盛岡市津志田14地割37番地2

盛岡市市民部都南総合支所 担当：荒木関 方人（あらかせき まさひと）

電話：019-639-9035

FAX：019-637-1919

(別表) 提出する納税証明書

○盛岡市内に本店又は営業所等を有する法人

区分	税目	課税の有無等	提出書類等
盛岡市内 に本店又 は営業所 等を有す る法人	市税（盛岡市に納付するもの）		
	法人市民税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		市内に営業所等を設立後，課税が無い	収受印のある「法人の設立・変更等の申告書」の写し
	固定資産税・ 都市計画税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	軽自動車税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	市民税に係る 特別徴収	盛岡市から特別徴収義務者に 指定されている場合のみ	納税証明書（1カ年分）
	国税		
	法人税	盛岡市内に営業所等を設立 後，法人市民税の課税が無い 場合のみ	納税証明書（その3の3）
消費税及び 地方消費税	課税有り		
	免税	不要	

○盛岡市内に本店及び営業所等を有しない法人

区分	税目	課税の有無等	提出書類等
盛岡市内 に本店及 び営業所 等を有し ない法人	市税（盛岡市に納付するもの）		
	固定資産税・ 都市計画税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	軽自動車税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	市民税に係る 特別徴収	盛岡市から特別徴収義務者に 指定されている場合のみ	納税証明書（1カ年分）
	国税		
	法人税		納税証明書（その3の3）
消費税及び 地方消費税	課税有り		
	免税	不要	